

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和5年度第1回まち・ひと・しごと創生本部会議		
事務局 (担当課)	政策課 電話 042-769-8203 (直通)		
開催日	令和5年5月15日(月)～ 5月19日(金)		
出席者	本部長	市長	
	副本部長	隠田副市長、森副市長、大川副市長、渡邊教育長	
	本部員	15人(市長公室長、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長)	
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	
公開不可・一部不可の場合は、その理由	書面会議のため		
会議次第	1 審議事項 ・デジタル田園都市対策検討会議の設置について 2 報告事項 ・組織改編に伴う設置要綱の改正について		

審 議 経 過

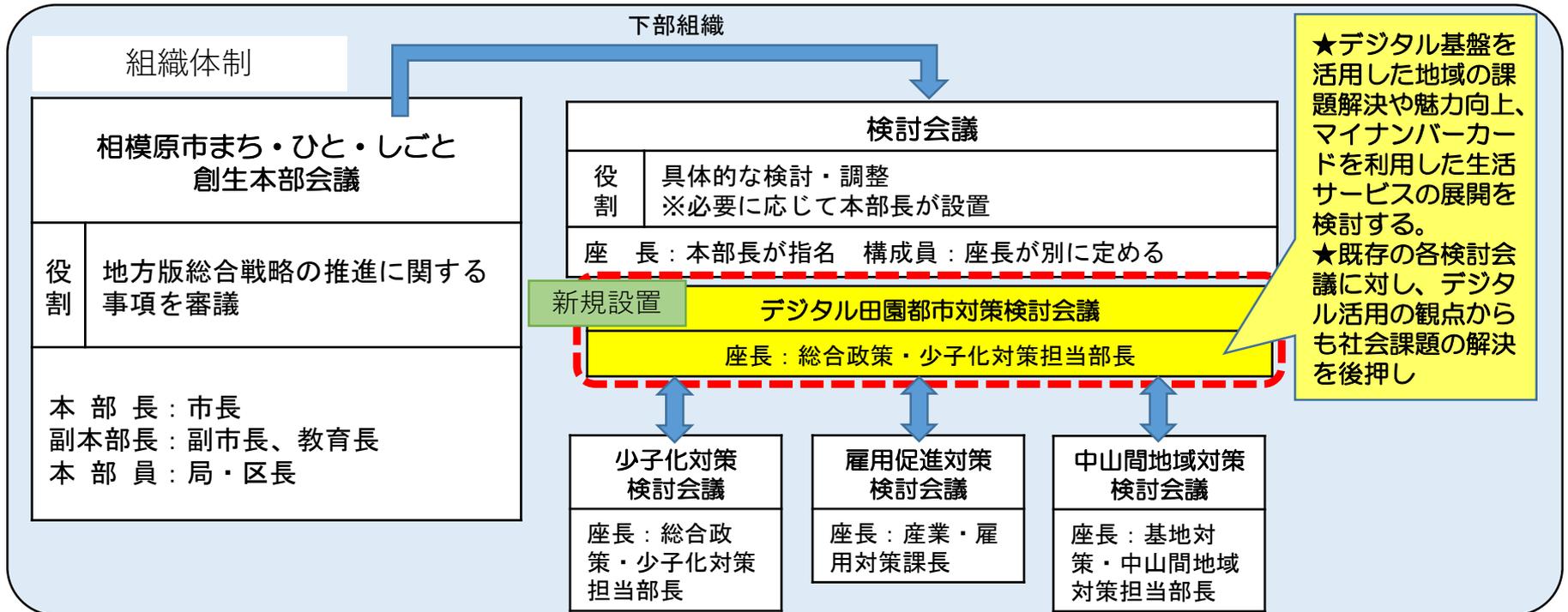
<p>(各本部員からの主な意見)</p> <p><審議事項について></p> <p>意見なし。</p> <p><報告事項について></p> <p>本部員に「議会局長」が入り、「行政委員会事務局長」が入らない理由は何か。合理的な理由がないのであれば統一すべきではないか。(健康福祉局長)</p> <p>⇒意見を踏まえ、調整の結果、「議会局長」を本部員から除名することとする。</p> <p>審議の結果、別添「【資料1】 デジタル田園都市対策検討会議の設置について」原案のとおり、承認することとする。</p>
--

<相模原市まち・ひと・しごと創生本部について>

【概要】平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定が努力義務となったことを受け、地方版総合戦略等の策定に関する事項を審議するため、平成27年5月に設置した。その後、令和3年6月に設置要綱の改正を行い、地方版総合戦略等の推進に向けた取り組みを開始した。

【経過】

平成27年度	第1～3回	総合戦略策定方針、総合戦略、人口ビジョン案確定等
令和3年6月	第4回	設置要綱改正、検討会議設置
令和3年11月	第5回	総合計画推進プログラム基幹事業案の決定
令和4年4月		少子化対策及び中山間地域対策を担当する担当部長を配置
令和5年4月		デジタル田園都市対策検討会議の設置



<会議における審議事項>

- ◆ 地方創生関連交付金の活用
- ◆ 企業版ふるさと納税制度の活用
- ◆ 総合計画推進プログラムにおける地方創生としての基幹事業の設定

総合戦略の基本的考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。**
- **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。**
- デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に着実に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化。**
- **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。**

<総合戦略のポイント>

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示。**

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 人の流れをつくる**
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

地方のデジタル実装を downstairs

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

<モデル地域ビジョンの例>

<ul style="list-style-type: none"> ■ スマートシティスーパーシティ スマートシティ AICT (福島県会津若松市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「デジ活」中山間地域 担い手減少に対応した自動草刈機の導入
<ul style="list-style-type: none"> ■ SDGs未来都市 地域交通システムやコミュニケーションロボットの活用 (宮城県石巻市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産学官協創都市 データを活用したスマート農業の取組 (高知県・高知大学)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素先行地域 バイオマス発電所稼働による新産業の創出 (岡山県真庭市) 	

<重要施策分野の例>

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域交通のリ・デザイン 自動運転/バスの運行 (茨城県境町) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども政策 保健師等とのオンライン相談 (山梨県富士吉田市)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 遠隔医療 医療機器装備の移動診療車 (長野県伊那市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育DX オンラインによる遠隔合同授業 (鹿児島県三島村)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方創生テレワーク 空き蔵を活用したサテライトオフィスの整備 (福島県喜多方市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光DX 観光アプリを活用した混雑回避・人流分散 (京都府京都市)

地域ビジョン実現を後押し

<施策間連携の例>

関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援
✓ 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	✓ モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	✓ 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	✓ ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

<地域間連携の例>

デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開
✓ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進	✓ 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	✓ 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

相模原市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、相模原市まち・ひと・しごと創生本部の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市のまち・ひと・しごと創生に係る地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の推進等に関する事項を審議するため、相模原市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部会議」という。）を設置する。</p> <p>(本部会議の構成)</p> <p>第3条 本部会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>2 本部会議に本部長及び副本部長を置き、それぞれ市長及び副市長・教育長をもってあてる。</p> <p>3 本部長は、本部会議の事務を総理し、本部会議を代表する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、市長の職務の代理及び会計管理者の事務の代理に関する規則(平成19年相模原市規則第71号)第2条に規定する市長の職務を代理する副市長の順序により、本部長の職務を代理する。</p> <p>5 本部会議の会議は、本部長が招集する。</p> <p>6 本部長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させることができる。</p> <p>(検討会議)</p> <p>第4条 本部長は、まち・ひと・しごと創生に係る地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の推進に関する具体的な検討・調整を行うため、必要に応じて、本部会議の下部組織として、検討会議を置くことができる。</p> <p>2 検討会議に座長を置き、本部長がこれを指名する。</p> <p>3 検討会議は、座長が招集する。</p> <p>4 検討会議の所掌事務、構成員その他検討会議の運営に関する事項は、座長が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、相模原市まち・ひと・しごと創生本部の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市のまち・ひと・しごと創生に係る地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の推進等に関する事項を審議するため、相模原市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部会議」という。）を設置する。</p> <p>(本部会議の構成)</p> <p>第3条 本部会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>2 本部会議に本部長及び副本部長を置き、それぞれ市長及び副市長・教育長をもってあてる。</p> <p>3 本部長は、本部会議の事務を総理し、本部会議を代表する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、市長の職務の代理及び会計管理者の事務の代理に関する規則(平成19年相模原市規則第71号)第2条に規定する市長の職務を代理する副市長の順序により、本部長の職務を代理する。</p> <p>5 本部会議の会議は、本部長が招集する。</p> <p>6 本部長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させることができる。</p> <p>(検討会議)</p> <p>第4条 本部長は、まち・ひと・しごと創生に係る地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の推進に関する具体的な検討・調整を行うため、必要に応じて、本部会議の下部組織として、検討会議を置くことができる。</p> <p>2 検討会議に座長を置き、本部長がこれを指名する。</p> <p>3 検討会議は、座長が招集する。</p> <p>4 検討会議の所掌事務、構成員その他検討会議の運営に関する事項は、座長が別に定める。</p>	

現 行	改正案	備考												
<p>(庶務)</p> <p>第5条 本部会議(検討会議を除く。)の庶務は、政策課において処理する。</p> <p>2 検討会議の庶務は、当該検討会議の座長が所属する課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年5月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年6月15日から施行する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第5条 本部会議(検討会議を除く。)の庶務は、政策課において処理する。</p> <p>2 検討会議の庶務は、当該検討会議の座長が所属する課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年5月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年6月15日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>													
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="159 927 1032 1211"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市長公室長、<u>市長公室理事</u>、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長</td> </tr> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	市長公室長、 <u>市長公室理事</u> 、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長	<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1090 927 1966 1171"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市長公室長、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長</td> </tr> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	市長公室長、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長	
本部長	市長													
副本部長	副市長、教育長													
本部員	市長公室長、 <u>市長公室理事</u> 、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長													
本部長	市長													
副本部長	副市長、教育長													
本部員	市長公室長、総務局長、財政局長、危機管理局长、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長、消防局長													